

22神広監第32号
平成23年2月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 服部 信明 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 森 高 繁

監査委員 吉 原 訓

平成21年度上・下期分及び平成22年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、監査に付された神奈川県後期高齢者医療広域連合の平成21年度上・下期分及び平成22年度上期分の財務に関する事務について、同法第292条において準用する第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

1 監査の期日

平成23年1月25日

2 監査の対象

平成21年4月1日から平成22年9月30日までに執行された平成21年度上・下期分及び平成22年度上期分の財務に関する事務

3 監査の結果

別紙のとおり

平成21年度上・下期分
平成22年度上期分

神奈川県後期高齢者医療広域連合
定期監査 結果報告書

神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員

結 果 報 告 書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査実施年月日

平成23年1月25日

3 準備監査期間

平成22年10月1日から平成22年12月24日まで

4 監査の対象

平成21年4月1日から平成22年9月30日までに執行された平成21年度上・下期分及び平成22年度上期分の財務に関する事務

5 監査の方法

事前に各所管より関係資料の提出を求め、関係諸帳簿の照合等を行うとともに、担当責任者への事情聴取等を実施した。

6 重点項目

今回の定期監査にあたっては、次の点に重点を置き、予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか、経理事務について、管理点検体制が確立され有効に機能しているか等の着眼点を定めて実施した。

- (1) 業務執行体制（職員数、外部委託など）に係る事項
- (2) 平成21年度末から平成22年度当初にかけての基金の財務処理
- (3) 平成20～21年度に係る保険財政等との比較に係る事項
- (4) 平成21年度に開始した高額介護合算療養費及び高額療養費特別支給金の支給に係る財務処理
- (5) 市町村への補助金支出に係る事項
- (6) 平成20年度下半期分の定期監査の結果において措置を求めた事項及び今後の動向を注視することとした事項
- (7) 平成21年度分及び平成22年度上半期分の例月現金出納検査における現金出納補助簿等の通査並びに平成21年度分の決算審査において監査委員が財務事務の見直し等を求めた場合における当該事項

7 平成21年度決算状況及び平成22年度予算執行状況

1) 平成21年度決算状況

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	2,422,720,000	2,409,326,904	2,409,326,904	△13,393,096	99.4
特別会計	624,346,802,000	571,117,728,019	571,117,647,879	△53,229,154,121	91.5

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	不用額 A - B	執行率 B / A
一般会計	2,422,720,000	2,048,428,410	2,048,428,410	374,291,590	84.6
特別会計	624,346,802,000	555,627,958,963	555,627,958,963	68,718,843,037	89.0

2) 平成22年度予算執行状況 (平成22年9月30日現在)

(1) 歳入

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	調定額 B	収入額 C	予算との差 C - A	収入率 C / A
一般会計	1,969,228,000	1,187,322,951	1,187,322,191	△781,905,809	60.3
特別会計	614,214,322,000	292,503,901,119	287,109,031,487	△327,105,290,513	46.7

(2) 歳出

(単位：円・%)

区分	予算現額 A	支出負担行為額	支出済額 B	予算との差 A - B	執行率 B / A
一般会計	1,969,228,000	1,312,218,434	569,577,249	1,399,650,751	28.9
特別会計	614,214,322,000	585,827,640,680	245,096,776,868	369,117,545,132	39.9

※ 比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入した。

8 監査の結果

今回の監査対象期間は、平成21年度及び平成22年4月から9月までである。この間、平成20年度及び平成21年度の後期高齢者医療制度の財政運営期間の運営状況を踏まえて、新たな保険料率を設定し、平成22年度及び平成23年度の財政運営期間に入った。

こうした点も踏まえながら、事業全般に係る財務事務を監査したが、法令等を遵守し、目的に従って概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

平成21年度に、高額介護合算療養費の支給開始など、勸奨を含む給付事務量が增大したにもかかわらず、平成22年度には、業務委託の活用を図るなどして、職員を2人減員しており、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）全体として、限られた人員の中で精力的かつ連携して業務に取り組んできた点は、評価できる。

また、前回の定期監査において措置を求めた事項については、すべて改善されていることが確認できた。

一方、財務事務の一部に改善や検討が必要と認める事項もあり、これらの中には準備監査の時点で、すでに改善に向け着手している事項もあったが、速やかに適切な措置を講じる必要がある。

1) 前回の定期監査において措置を求めた事項

(1) 被保険者に対する広報

後期高齢者医療制度を安定させるためには制度の理解が不可欠であるため、被保険者、市区町村などの意見を集約し、わかりやすさと正確さを兼ね備えた効果的な制度周知に取り組むよう改善を求めた。

その後の状況を確認したところ、登録モニターや市町村に対し広報媒体に係るアンケートを実施し、その結果を踏まえて、モニター等の関心の高かった記事を連載したり、表やグラフの多用による紙面に努めたりするなどして、内容、構成ともに改善を図っていることが確認できた。

(2) 事務局の執行体制

後期高齢者医療制度の安定的な運用と、広域連合事務局の運営の安定化を図るため、神奈川県からの財政的、人的支援の実現に向け積極的に取り組むよう求めた。

その後の状況を確認したところ、神奈川県と平成21年度末まで交渉を続け、平成22年4月より広域連合事務局は、課長級職員1人の派遣を受けている。この派遣職員の給与等は派遣元である神奈川県の負担であるため、実質的には財政的な援助も受けていることが確認できた。

(3) 切手の購入と管理

各係で管理している切手について、管理者の確認方法など台帳管理が適切でない事例や執行状況の検証が不十分なまま年度末に切手を大量購入した事例があったため、より適切な購入、管理を行うよう求めた。

その後の状況を確認したところ、平成22年7月から、切手は総務課総務係が管理者の確認や購入枚数の管理を統一的に行うことにより、全体として適正に管理されていることが確認できた。

(4) 高額療養費の支給

市町村から引き継いだ旧老人保健制度の口座情報に誤りがあったことにより高額療養費が適正に支給できない事例があったため、さらに厳格な検証体制について検討し、再発防止に努めるよう求めた。

その後の状況を確認したところ、市町村と調整したうえで、平成22年7月から、旧老人保健制度の口座情報が過去に一度も高額療養費を振り込んだことがない口座の場合は振り込まないこととして、同様の事例が生じない事務処理に改めたことが確認できた。

2) 措置を求める事項

(1) 健康診査事業補助金の支給

市町村に支出した平成21年度分の健康診査事業補助金について、概算払をしたにもかかわらず、翌年度に精算処理をしていた。平成22年度分からは年度内に精算するよう事務処理手順を見直したとのことであるが、精算が翌年度にずれ込むことがないように処理すること。

(2) 収入、支出事務に係る額の確認

収入、支出事務においては、神奈川県後期高齢者医療広域連合予算決算会計規則の趣旨に照らすと、調定額や支出負担行為額の根拠となる資料を添付することが必要であるが、事前に執行伺等を回付していることを理由に、根拠資料を添付していないものが散見された。

準備監査において改善を求めた結果、根拠資料を添付しない場合は、調定票等に執行伺の文書番号を記載するなどして確認した事実がわかるような事務処理に改め、研修等を通して周知したとのことであるが、今後も改善状況を随時確認し、適正な事務処理を行うこと。

その他、伝票処理に必要な書類が添付されていないなど、軽微な指摘事項等があったが、その都度関係者に是正させ、事務処理の改善について指導した。